



# 日 鶏 協 回 覧 板 ②

2025 年 4 月 24 日  
一般社団法人日本養鶏協会

**令和 7 年 4 月 23 日、農林水産省消費・安全局長から、  
都道府県知事あてに要請した「連休期間における家畜防疫対策の  
徹底について」、生産者にも周知するよう依頼がありました。**

口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策については、海外からの侵入防止、飼養衛生管理の徹底による農場への病原体侵入防止を図っており、各都道府県において家畜の生産者や畜産関係者等に御指導いただいているところです。

口蹄疫やアフリカ豚熱は近隣諸国やアジア地域で流行が継続していますが、口蹄疫については、2025 年以降、清浄国であったドイツ、ハンガリー及びスロバキアで発生が確認されたほか、ワクチン接種により発生を抑制している韓国では本年 3 月に 1 年 10 か月ぶりとなる発生が全羅南道の牛農場で確認され、4 月以降は豚農場でも発生が続くなど、流行状況の変化に注意する必要があります。

アフリカ豚熱については、アフリカ地域のほか、欧州、ロシア、アジアが流行地域となっていますが、特にアジア地域では日本と台湾を除いて広く浸潤しており、韓国でも継続的に発生が確認されている状況です。

豚熱については、国内で広く野生いのししの感染が確認されており、4 月には宮崎県で新たに感染事例が確認されています。引き続き、地域の関係者が一体となって野生いのししの捕獲強化や経口ワクチン散布、野生いのししによるウイルス拡散の防止に関する登山者等への注意喚起等を推進するとともに、農場へのウイルス侵入防止を徹底することが重要です。

高病原性鳥インフルエンザについては、本年 2 月 1 日の発生事例以降、家さん飼養農場での発生はありませんが、野鳥での感染は確認されています。渡り鳥の北帰行は続いており、引き続き警戒を強める必要があります。

このような中、日本政府観光局からの発表資料によれば、訪日外客数は 2024 年に 3,600 万人を超え過去最多となっており、本年も増加傾向が続いています。日本への入国者は口蹄疫やアフリカ豚熱等が流行するアジア地域からが多く、また、動物検疫所による入国者の手荷物や国際郵便物の検査では我が国への持込みが禁止されている肉製品等の摘発が増加している状況を踏まえると、我が国への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高く、水際対策及び農場への病原体侵入防止対策を徹底することが重要です。

これから大型連休を迎え、海外との人の往来や国内における人の動きが更に活発化することから、国においては水際対策を強化することとしていますが、貴職におかれましては、関係機関、関係団体等と連携し、下記を踏まえ家畜伝染病の防疫対策の徹底を図っていただくようお願いします。

## 記

### 1 農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見の徹底

家畜の飼養者に対し、以下について注意喚起するとともに、畜産関係者にも対策の徹底を図ること。

(1) 農林水産省のウェブサイト等により海外における口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生状況を把握し、これらの疾病の非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。

やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避け、帰国時に衣服や靴の消毒等適切な措置を実施すること。

(2) 外国人技能実習生等の外国人従業員が従事する農場においては、日本への持込みが禁止されている肉製品や農場で使用する作業服、器具等が海外から持ち込まれることのないよう、当該従業員等に徹底すること。

なお、従業員等が海外から受け取る国際郵便物等に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

(3) 農場における病原体の侵入防止対策を徹底すること。特に、

- ・ 看板の設置等により、家畜の飼養管理に関係のない者（観光客等）が衛生管理区域に立ち入らないようにすること
- ・ 農場の防護柵、農場内や周囲における野生動物の隠れ場所の排除、こぼれ飼料や死体の適切な処理、堆肥置場へのネットの設置、畜舎の壁・天井の破損や隙間等の点検と修繕等、野生動物との接触防止対策
- ・ その他、農場に出入りする人の更衣や靴の交換、手指消毒、物・車両等の消毒等の衛生対策を徹底すること。

(4) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者は、家畜の健康観察を毎日入念に行い、口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の特定症状その他の異状を認めたときは、速やかに管轄の家畜保健衛生所に連絡すること。

### 2 家畜伝染病の発生予防に関する旅行者等への注意喚起

家畜伝染病の発生を防止するには、畜産関係者だけでなく旅行者や観光客、登山者や山林内で作業等する者等に対する注意喚起を図ることが重要である。このため、都道府県においては、関係部局が連携し、以下のことについてこれらの者が多く利用する場所・施設における注意喚起すること。

(1) 山林内で活動、作業等する者は、靴に付着した泥を山林内で落とすこと、また、野生いのしの誘引を防止するため、食べ物や残飯は廃棄等せずに持ち帰ること。

(2) 家畜が飼養される施設に立ち入らない、又は近寄らないこと。

### 3 疾病発生時の防疫措置に必要な体制等の確認

都道府県においては、連休期間中であっても迅速な防疫措置が講じられるよう、以下の体制について点検・確認すること。

(1) 都道府県の各部局及び関係機関、市町村、関係団体等との緊急連絡体制を確保すること。

(2) 迅速な防疫措置に必要な動員計画、資材・機材の調達体制、人員や資機材の運搬体制、各種の調整等に係る関係者の役割を確認すること。

特に資機材、車両等については、休日であっても調達が可能となるよう、調達先との緊急連絡体制を確保すること。

(3) 農場における防疫計画、殺処分した家畜の死体の処分方法（埋却地や焼却場所の確保）について点検すること。

(4) 適切な病性鑑定が実施できるよう、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を行うこと。

以上

日鶏協回覧板 発行者： [一般社団法人 日本養鶏協会](#)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内(5 階)

TEL : 03-3297-5515 FAX : 03-3297-5519 発行日 : 2025 年 4 月 24 日

編集・発行責任者 : 石井 馨(info@jpa.or.jp)